

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条の六まで（現行のとおり）</p> <p>（エネルギー管理の連動性）</p> <p>第三条の七（現行のとおり）</p> <p>一 建物等（主たる事業として行う地域冷暖房の事業の用に供する熱供給施設（以下「熱供給事業所」という。）又は主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所（変電所を含む。以下「電気供給事業所」という。）を除く。）における事業活動に係る燃料等（燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給される燃料等を変換することなく使用されているものに限る。）の全部又は一部について、当該建物等と他の建物等とが燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給を受ける地点が同一であること。ただし、当該地点を含まない建物等における当該燃料等の需要が、当該地点を含む建物等における燃料等の使用量に及ぼす影響が著しく小さいものとして知事が別に定める場合においては、この限りでない。</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>（指定地球温暖化対策事業所等）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第五条の七第八号に規定する特定エネルギーの供給に係る</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条の六まで（略）</p> <p>（エネルギー管理の連動性）</p> <p>第三条の七（略）</p> <p>一 建物等（主たる事業として行う地域冷暖房の事業の用に供する熱供給施設（以下「熱供給事業所」という。）又は主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所（以下「電気供給事業所」という。）を除く。）における事業活動に係る燃料等（燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給される燃料等を変換することなく使用されているものに限る。）の全部又は一部について、当該建物等と他の建物等とが燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給を受ける地点が同一であること。ただし、当該地点を含まない建物等における当該燃料等の需要が、当該地点を含む建物等における燃料等の使用量に及ぼす影響が著しく小さいものとして知事が別に定める場合においては、この限りでない。</p> <p>二（略）</p> <p>（指定地球温暖化対策事業所等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第五条の七第八号に規定する特定エネルギーの供給に係る</p>
---	--

規則で定める事業所は、発電所（変電所を含む。）とする。

第四条の二から第四条の七まで（現行のとおり）

（指定の取消し）

第四条の八 条例第五条の十一第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書に、同号のいずれかに該当することを証する書類（第一号に該当する場合を除き、届出の前年度の特定温室効果ガス年度排出量について登録・検証機関による検証の結果を含む。）を添えて行わなければならない。

一から三まで（現行のとおり）

2から4まで（現行のとおり）

第四条の九から第四条の十まで（現行のとおり）

（超過削減量）

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量を算定する年度の前年度まで（以下この条において「超過削減量算定期間」という。）の各年度ごとに、第一号の量のうち、第二号の量を超過した量を、当該超過削減量算定期間において合計した量とする。

一 基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量

規則で定める事業所は、発電所とする。

第四条の二から第四条の七まで（略）

（指定の取消し）

第四条の八 条例第五条の十一第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書に、同号のいずれかに該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

一から三まで（略）

2から4まで（略）

第四条の九から第四条の十まで（略）

（超過削減量）

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量を算定する年度の前年度まで（以下この条において「超過削減量算定期間」という。）の各年度ごとに、基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量（基準排出量の二百分の一を上限とする。）のうち、基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を超過した量を、当該超過削減量算定期間において合計した量とする。

(基準排出量の二分の一を上限とする。)

二 基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充當を行つたその他ガス削減量を減じて得た量

第四条の十一の二及び第四条の十一の三 (現行のとおり)

(環境価値換算量)

第四条の十二 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、バイオマスを熱源とする熱及び地熱とする。ただし、規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用に用いられるものに限る。

2 (現行のとおり)

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

一 電気に係る電気等環境価値保有量 電気等環境価値保有量(千キロワット時で表した量をいう。)に、電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得た量

二 熱に係る電気等環境価値保有量 電気等環境価値保有量(ギガジュールで表した量をいう。)に、熱の一ギガジュール当たり

第四条の十一の二及び第四条の十一の三 (略)

(環境価値換算量)

第四条の十二 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、バイオマスを熱源とする熱及び地熱とする。ただし、当該再生可能エネルギーを原動力とする発電に用いられる場合にあつては、その規模、方法等について知事が別に定める発電に用いられる再生可能エネルギーに限る。

2 (略)

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、前項の知事が認める量(千キロワット時で表した量をいう。)に、電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得た量とする。

の使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得た量

(その他削減量)

第四条の十三 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量(規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

(義務充当の失効)

第四条の十四 条例第五条の十一第三項に規定する規則で定める用途は、環境価値換算量に係る電気等の環境価値を電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)第六条の規定による基準利用量の減少へ利用することとする。ただし、同法第二条第一項に規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行に充てた場合においては、この限りでない。

第四条の十五から第四条の十七まで (現行のとおり)

(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

(その他削減量)

第四条の十三 (略)

一 (略)

二 知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量(規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

(義務充当の失効)

第四条の十四 条例第五条の十一第三項に規定する規則で定める用途は、環境価値換算量に係る電気等の環境価値を電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)第六条の規定による基準利用量の減少へ利用することとする。ただし、同法第二条第一項に規定する電気事業者の発電所の削減義務の履行に充てた場合においては、この限りでない。

第四条の十五から第四条の十七まで (略)

(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 (略)

2 (略)

一から四まで (略)

五 第二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等の使用量

3 (現行のとおり)

第四条の十九 (現行のとおり)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は、削減義務率を減少する期間の開始の四月一日から九月末日までに、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。

2 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間は、前項の申請を行った年度から当該年度の属する削減義務期間の終了する年度(条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度)までとする。

3 から5まで (現行のとおり)

第四条の二十一から第五条の四まで (現行のとおり)

(検証機関の登録)

第五条の五 (現行のとおり)

一 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量及び条例第五条の十三第一項第二号アに規定する知事が別に定める基準への適合の検証(以下「特定ガス・基準量検証」という。)

五 第三号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等の使用量

3 (略)

第四条の十九 (略)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は、毎年九月末日までに、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。

2 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間は、同項の規定により知事が認めた年度から当該年度の属する削減義務期間の終了する年度(条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度)までとする。

3 から5まで (略)

第四条の二十一から第五条の四まで (略)

(検証機関の登録)

第五条の五 (略)

一 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証(条例第五条の十三第一項第一号の事業所を対象とするものに限る。)(以下「特定ガス・基準量検証」という。)

二 都内削減量及び都外削減量の検証（以下「都内外削減量検証」という。）

三から六まで（現行のとおり）

第五条の六から第五条の八まで（現行のとおり）

（登録事項変更の届）

第五条の九（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を同項の登録検証機関登録事項変更届に添付しなければならない。

一から四まで（現行のとおり）

4（現行のとおり）

第五条の十（現行のとおり）

（検証主任者）

第五条の十一（現行のとおり）

一（現行のとおり）

二 都内外削減量検証 都内外削減量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、若しくはエネルギーの使用の合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計一年以上従事している者のうち、知事

二 基準排出量の検証、条例第五条の十三第一項第二号アに規定する知事が別に定める基準への適合の検証、都内削減量の検証及び都外削減量の検証（以下「基準量・都内外検証」という。）

三から六まで（略）

第五条の六から第五条の八まで（略）

（登録事項変更の届）

第五条の九（略）

2（略）

3 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の登録検証機関登録事項変更届に添付しなければならない。

一から四まで（略）

4（略）

第五条の十（略）

（検証主任者）

第五条の十一（略）

一（略）

二 基準量・都内外検証 基準量・都内外検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、若しくはエネルギーの使用の合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計一年以上従事している者のうち、知

が実施する都内外削減量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

三から六まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第五条の十二から第五条の十六まで (現行のとおり)

(申請書等の提出)

第五条の十六の二 第八十二条の規定にかかわらず、条例第二章第二節の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。以下この条において「提出書等」という。)の正本に、その写し一通に代えて、提出書等に記載すべき事項を、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに記録したものの添付により行うことができる。

第五条の十七及び第五条の十八 (現行のとおり)

(地球温暖化対策報告書の提出)

第五条の十九 (現行のとおり)

2 前項の規定による地球温暖化対策報告書の添付は、知事が適当と認める場合は、これに代えて、当該地球温暖化対策報告書に記載すべき事項を、磁気ディスク等をもって調製するファイルに記録したものの添付により行うことができる。この場合において、

事が実施する基準量・都内外検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

三から六まで (略)

2 (略)

第五条の十二から第五条の十六まで (略)

第五条の十七及び第五条の十八 (略)

(地球温暖化対策報告書の提出)

第五条の十九 (略)

2 前項の規定による地球温暖化対策報告書の添付は、知事が適当と認める場合は、これに代えて、当該地球温暖化対策報告書に記載すべき事項を、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録し

第八十二条の規定は、適用しない。

第五条の二十から第五十二条まで (現行のとおり)

(汚染処理計画書)

第五十三条 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

2 (現行のとおり)

第五十四条から第五十六条まで (現行のとおり)

(汚染拡散防止計画書)

第五十七条 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

2 (現行のとおり)

第五十八条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法 (第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素	次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るものを除く。)を合

ておくことができる物(いう。)をもって調製するファイルに記録したものの添付により行うことができる。この場合において、第八十二条の規定は、適用しない。

第五条の二十から第五十二条まで (略)

(汚染処理計画書)

第五十三条 (略)

一から五まで (略)

2 (略)

第五十四条から第五十六条まで (略)

(汚染拡散防止計画書)

第五十七条 (略)

一から五まで (略)

2 (略)

第五十八条から第八十三条まで (略)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法 (第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素	次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るものを除く。)を合

二から八まで (現行のとおり)	算する方法 イからニまで (現行のとおり) ホ 排出量算定期間において 温室効果ガス排出事業者の 事業所で再生可能エネルギー ギイを交換して得られた熱 であつて当該事業所等に おける事業活動に伴い使用 されているものうち当該 温室効果ガス排出事業者が 電気等の環境価値を保有し ていない量(ギガジュール で表した量をいう)に、当 該熱の一ギガジュール当た りの使用に伴い排出される とみなされるトンで表した 二酸化炭素の量として知事 が別に定める係数を乗ずる 方法により算定される量
(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)  
付表第一から付表第六まで (現行のとおり)  
別表第一の二 (現行のとおり)  
別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準(第四  
条の十五関係)

検証の対象	事項	基準
特定温室効果	(現行のとおり)	(現行のとおり)

二から八まで (略)	算する方法 イからニまで (略)
(略)	(略)

備考 (略)  
付表第一から付表第六まで (略)  
別表第一の二 (略)  
別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準(第四  
条の十五関係)

検証の対象	事項	基準
特定温室効果	(略)	(略)



都内削減量	(現行のとおり)	(現行のとおり)
都外削減量	(現行のとおり)	(現行のとおり)
その他ガス削減量	(現行のとおり)	(現行のとおり)
電気等環境価値保有量	(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第一の四から別表第十一まで (現行のとおり)

別表第十二 汚染土壌処理基準(第五十六条関係)

有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 一リットルにつき ミリグラム)	含有量(単位 一キログラムにつき ミリグラム)
一から二十六まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考

一 (現行のとおり)

二 基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号、含有量にあつては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

三及び四 (現行のとおり)

別表第十三から別表第二十まで (現行のとおり)

別表第一の四から別表第十一まで (略)

別表第十二 汚染土壌処理基準(第五十六条関係)

有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 一リットルにつき ミリグラム)	含有量(単位 一キログラムにつき ミリグラム)
一から二十六まで (略)	(略)	(略)

備考

一 (略)

二 基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五条第三項第四号、含有量にあつては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

三及び四 (略)

別表第十三から別表第二十まで (略)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

**検証機関登録申請書**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第8条の7  
第1項の規定により、検証機関として 登 録 録  
更新の登録  
新たな区分の登録 を次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規 2 更新 3 区分追加	登録番号	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
登録区分	1 特定ガス・基準量                      2 都内外削減量 3 その他ガス削減量                    4 電気等環境価値保有量 5 優良事業所基準（第1区分）        6 優良事業所基準（第2区分）		
検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地及び当該営業所に置かれる検証主任者の氏名	別添のとおり		
法人である場合の役員の名前及び住所	別添のとおり		
検証機関登録申請者が条例第8条の9第1項の各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他の規則で定める書類	別添のとおり		
連絡先	(電話番号)		
※受付欄			

(日本工業規格A列4番)

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 「登録の種類」欄及び「登録区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「登録番号」欄は、更新の登録又は新たな区分の登録の場合のみ記入すること。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

**検証機関登録申請書**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第8条の7  
第1項の規定により、検証機関として 登 録 録  
更新の登録  
新たな区分の登録 を次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規 2 更新 3 区分追加	登録番号	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
登録区分	1 特定ガス・基準量                      2 基準量・都内外 3 その他ガス削減量                    4 電気等環境価値保有量 5 優良事業所基準（第1区分）        6 優良事業所基準（第2区分）		
検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地及び当該営業所に置かれる検証主任者の氏名	別添のとおり		
法人である場合の役員の名前及び住所	別添のとおり		
検証機関登録申請者が条例第8条の9第1項の各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他の規則で定める書類	別添のとおり		
連絡先	(電話番号)		
※受付欄			

(日本工業規格A列4番)

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 「登録の種類」欄及び「登録区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「登録番号」欄は、更新の登録又は新たな区分の登録の場合のみ記入すること。

登録検証機関登録簿

登録番号	登録検証機関の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	法人にあっては、その役員の職氏名	未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所	登録区分及び期間	検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地	営業所に置かれる検証主任者の氏名
				1 特定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  2 都内外削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  5 優良事業所基準(第1区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  6 優良事業所基準(第2区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式の二及び第二号様式の三 (現行のとおり)

登録検証機関登録簿

登録番号	登録検証機関の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	法人にあっては、その役員の職氏名	未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所	登録区分及び期間	検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地	営業所に置かれる検証主任者の氏名
				1 特定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  2 基準量・都内外 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  5 優良事業所基準(第1区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  6 優良事業所基準(第2区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式の二及び第二号様式の三 (略)

汚染処理計画書提出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名 ㊟

〔法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第114条第2項  
第115条第3項で準用する第114条第2項  
の規定により、汚染処理計画書を作成しましたので、次のとおり提出します。

工場又は指定作業場の名称	
工場又は指定作業場の所在地	
汚染の状況	△別紙（ ）のとおりに
汚染処理の区域	△別紙（ ）のとおりに
汚染処理の方法	△別紙（ ）のとおりに
汚染処理の開始及び終了の時期	
汚染処理期間中の環境保全対策	△別紙（ ）のとおりに
汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法	△別紙（ ）のとおりに
※受付欄	
連絡先	所属氏名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。  
2 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

別記第二号様式の六から第二十九号様式まで

(現行のとおりに)

登録検証機関登録通知書

年 月 日

第 年 月 日

殿

東京都知事 ㊟

年 月 日付けで申請のあった登録検証機関の〔登録〕に  
更新の登録  
新たな区分の登録

については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の8第1項の規定により、検証機関登録申請者を登録検証機関として登録検証機関登録簿に次のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

検証機関登録申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
検証機関登録申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
登録番号		
登録区分及び登録の有効期間	登録区分	登録の有効期間
	1 特定ガス・基準量	年 月 日から 年 月 日まで
	2 都内外削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	3 その他ガス削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	4 電気等環境価値保有量	年 月 日から 年 月 日まで
	5 優良事業所基準(第1区分)	年 月 日から 年 月 日まで
	6 優良事業所基準(第2区分)	年 月 日から 年 月 日まで
備考		

汚染処理計画書提出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名 ㊟

〔法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第114条第2項  
第115条第3項で準用する第114条第2項  
の規定により、汚染処理計画書を作成しましたので、次のとおり提出します。

工場又は指定作業場の名称	
工場又は指定作業場の所在地	
汚染の状況	△別紙（ ）のとおりに
汚染処理の区域	△別紙（ ）のとおりに
汚染処理の方法	△別紙（ ）のとおりに
汚染処理の開始及び終了の時期	
汚染処理期間中の環境保全対策	△別紙（ ）のとおりに
※受付欄	
連絡先	所属氏名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。  
2 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

別記第二号様式の六から第二十九号様式まで

(略)

登録検証機関登録通知書

年 月 日

第 年 月 日

殿

東京都知事 ㊟

年 月 日付けで申請のあった登録検証機関の〔登録〕に  
更新の登録  
新たな区分の登録

については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の8第1項の規定により、検証機関登録申請者を登録検証機関として登録検証機関登録簿に次のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

検証機関登録申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
検証機関登録申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
登録番号		
登録区分及び登録の有効期間	登録区分	登録の有効期間
	1 特定ガス・基準量	年 月 日から 年 月 日まで
	2 基準量・都内外	年 月 日から 年 月 日まで
	3 その他ガス削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	4 電気等環境価値保有量	年 月 日から 年 月 日まで
	5 優良事業所基準(第1区分)	年 月 日から 年 月 日まで
	6 優良事業所基準(第2区分)	年 月 日から 年 月 日まで
備考		

別記第三十四号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

第33号様式 (第57条関係)

汚染拡散防止計画書提出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名 (印)  
(法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第116条第3項  
第117条第3項 の規定により、汚染拡散

防止計画書を作成しましたので、次のとおり提出します。

工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称	
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	
汚染の状況	△別紙( )のとおり
汚染の拡散防止の区域	△別紙( )のとおり
汚染の拡散防止の方法	△別紙( )のとおり
汚染の拡散防止の開始及び終了の時期	
汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策	△別紙( )のとおり
汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法	△別紙( )のとおり
※受付欄	

連絡先	所属 氏名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)
-----	---

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。  
2 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号を付した上、該当する別紙の番号を記入すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第三十二号様式 (現行のとおり)

第31号様式 (第54条関係)

汚染処理完了届出書  
汚染拡散防止措置

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名 (印)  
(法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

第114条第3項  
第115条第3項  
第116条第3項  
第117条第4項 で準用する第114条

第3項の規定により、汚染処理 汚染拡散防止措置 が完了しましたので下記のとおり届け出ます。

記

工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称	
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	
汚染処理又は汚染拡散防止措置の開始及び終了の時期	年 月 日から 年 月 日まで
実施した汚染処理又は汚染拡散防止措置の内容	別紙のとおり
※受付欄	

備考 ※印の欄には記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第三十四号様式から第三十九号様式まで (略)

第33号様式 (第57条関係)

汚染拡散防止計画書提出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名 (印)  
(法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第116条第3項  
第117条第3項 の規定により、汚染拡散

防止計画書を作成しましたので、次のとおり提出します。

工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称	
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	
汚染の状況	△別紙( )のとおり
汚染の拡散防止の区域	△別紙( )のとおり
汚染拡散防止の方法	△別紙( )のとおり
汚染拡散防止の開始及び終了の時期	
汚染拡散防止の期間中の環境保全対策	△別紙( )のとおり
※受付欄	

連絡先	所属 氏名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)
-----	---

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。  
2 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号を付した上、該当する別紙の番号を記入すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第三十二号様式 (略)

第31号様式 (第54条関係)

汚染処理完了届出書  
汚染拡散防止措置

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名 (印)  
(法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

第114条第3項  
第115条第3項  
第116条第3項  
第117条第4項 で準用する第114条

第3項の規定により、汚染土壌の 処 理 汚染拡散防止措置 を完了しましたので下記のとおり届け出ます。

記

工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称	
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	
汚染処理又は汚染拡散防止の開始及び終了の時期	年 月 日から 年 月 日まで
※受付欄	

備考 ※印の欄には記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)